

中野市障がい者等日常生活用具給付等事業 品目別限度額等一覧

品目	限度額	耐用年数	対象要件
特殊寝台	154,000	8	1. 下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者 2. 寝たきりの状態にある難病患者
特殊マット	100,000	5	1. 下肢若しくは体幹機能障害1級の障がい者又は3歳以上で下肢若しくは体幹機能障害が2級以上の障がい児で、常時介護を要するもの 2. 3歳以上の重度又は最重度の知的の障がい者又は障がい児で、常時介護を要するもの 3. 寝たきりの状態にある難病患者
特殊尿器	67,000	5	1. 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害1級の障がい者又は障がい児で、常時介護を要するもの 2. 自力で排尿できない難病患者
入浴担架	82,400	5	1. 3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者又は障がい児で、入浴に介護を要するもの
体位変換器	15,000	5	1. 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者又は障がい児で、下着交換等に介護を要するもの 2. 寝たきりの状態にある難病患者
移動用リフト	159,000	4	1. 3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者又は障がい児 2. 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者
訓練いす	33,100	5	1. 3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児
訓練用ベッド	159,200	8	1. 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児 2. 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者
入浴補助用具	90,000	8	1. 3歳以上の下肢又は体幹機能障害の障がい者又は障がい児で、入浴に介護を要するもの 2. 入浴に介護を要する難病患者
便器	4,450	8	1 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者又は障がい児 2 常時介護を要する難病患者
便器（手すり付）	5,400		
頭部保護帽（スポンジ・革製）	15,200	3	1. てんかん等の発作等により頻繁に転倒する、次のいずれかに該当する者 (1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の障がい者又は障がい児 (2) 重度又は最重度の知的の障がい者又は障がい児 (3) 精神疾患の障がい者又は障がい児
頭部保護帽（スポンジ・革・プラスチック製）	36,750		
T字杖・棒状の杖（木製）	2,200	3	1. 平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害の障がい者又は障がい児
T字杖・棒状の杖（軽金属製）	3,000		
移動・移乗支援用具	60,000	8	1. 3歳以上の平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害の障がい者で、家庭内の移動等に介護を要するもの 2. 下肢が不自由な難病患者
特殊便器	151,200	8	1. 学齢児以上の上肢機能障害2級以上の障がい者又は障がい児 2. 自ら排便後の処理が困難な重度の知的の障がい者又は障がい児 3. 上肢機能に障害のある難病患者

品目	限度額	耐用年数	対象要件
火災警報器	15,500	8	1. 火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する、次のいずれかに該当する者。ただし、1世帯に2台を限度とする。 (1) 身体障害2級以上の障がい者又は障がい児 (2) 重度又は最重度の知的の障がい者又は障がい児
自動消火器	28,700	8	(3) 身体に障害のある難病患者
電磁調理器	41,000	6	1. 視覚障害2級以上の障がい者。ただし、単身世帯若しくは盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者。 2 単身の最重度の知的の障がい者
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10	1. 学齢児以上の視覚障害2級以上の障がい者又は障がい児
聴覚障がい者用屋内信号装置（聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。）	87,400	10	1. 聴覚障害2級以上の障がい者。ただし、聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者で、日常生活上必要と認められるもの。
緊急通報装置（貸与）	1月当たり 1,500	—	1. 身体障害2級以上の者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する障がい者で、心身上、環境上等の理由により緊急時の通報手段の確保が困難なもの
透析液加湿器	51,500	5	1. 3歳以上の腎臓機能障害3級以上の障がい者又は障がい児で、自己連続携帯式腹膜灌漑法（CAPD）による透析療法を行うもの
ネプライザー（吸入器）	36,000	5	1. 学齢児以上の呼吸器機能障害3級以上の障がい者若しくは障がい児又は同程度の身体障害で必要と認められる障がい者若しくは障がい児
電気式たん吸引器	56,400	5	2 呼吸器機能に障がいのある難病患者
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	157,500	5	1. 人工呼吸器の装着が必要な難病患者
酸素ボンベ運搬車（カート）	17,000	10	1. 呼吸器機能障害3級以上の障がい者で、医療保険における在宅酸素療法を行うもの
盲人用体温計（音声式）	9,000	5	1. 学齢児以上の視覚障害2級上の障がい者又は障がい児。ただし、単身世帯若しくは盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者
盲人用体重計	18,000	5	1. 視覚障害2級上の障がい者。ただし、単身世帯若しくは盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者
携帯用会話補助装置	98,000	5	1. 学齢児以上の音声言語機能障害又は肢体不自由の障がい者又は障がい児で、発声・発語に著しい障がいを有するもの
情報・通信支援用具（障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等）	100,000	2	1. 学齢児以上の上肢機能障害又は視覚障害2級以上の障がい者又は障がい児
点字ディスプレイ	383,500	6	1. 視覚障害及び聴覚障害の重度重複の障がい者で、原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上のもの
点字器（両面書・真鍮板製）	10,400	7	1. 視覚障害の障がい者又は障がい児
点字器（両面書・プラスチック製）	6,600		
点字器（片面書・アルミニウム製）	7,200	5	
点字器（片面書・プラスチック製）	1,650		

品目	限度額	耐用年数	対象要件
点字タイプライター	63,100	5	1. 視覚障害2級以上の障がい者又は障がい児で、就学若しくは就労している又は就労が見込まれるもの
視覚障がい者用ポータブルレコーダー (録音再生機)	85,000	6	1. 学齢児以上の視覚障害者2級以上の障がい者又は障がい児
視覚障がい者用ポータブルレコーダー (再生専用機)	35,000		
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800	6	1. 学齢児以上の視覚障害2級以上の障がい者又は障がい児
視覚障がい者用拡大読書器	198,000	8	1. 学齢児以上の視覚障害の障がい者又は障がい児で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの
盲人用時計(触読式)	10,300	10	1. 視覚障害2級以上の障がい者又は障がい児。ただし音声時計にあつては手指の触覚に障がいがある等のため触読式の使用が困難な者。
盲人用時計(音声式)	13,300		
聴覚障がい者用通信装置	71,000	5	1. 学齢児以上の聴覚障害の障がい者若しくは障がい児又は発声・発語に著しい障がいを有する障がい者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの
聴覚障がい者用情報受信装置	88,900	6	1. 聴覚障害の障がい者又は障がい児で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの
人工喉頭(笛式)	5,000	4	1. 咽頭摘出の障がい者又は障がい児
人工喉頭(電動式)	70,100	5	
点字図書	10,000	—	1. 主に点字により情報入手をしている視覚障害の障がい者又は障がい児
ストマ用装具(蓄便袋)	1月当たり 8,600	—	1. ストマ造設者で、ぼうこう又は直腸機能障害の障がい者又は障がい児 2. 高度の排便機能障害又は脳原性運動機能障害で、かつ、意思表示困難な障がい者又は障がい児
ストマ用装具(蓄尿袋)	1月当たり 11,300		
浣腸装具	蓄便袋の限度額の2倍の範囲内	6月	
紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ脱脂綿等衛生用品)	1月当たり 12,000	—	1. 3歳以上の障がい者又は障がい児であつて、次のいずれかに該当するもの (1)障がい等により紙おむつ等の用具類を必要とするもの ア. 治療によって軽快の見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらんのためストマ装具を装着することができないもの イ. 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のあるもの ウ. 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの (2)脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、医師の意見書により紙おむつ等の装具類を必要とするもの
収尿器 (男子用・普通型)	1月当たり 7,700	—	1. 高度の排尿機能障害の障がい者又は障がい児
収尿器 (女子用・普通型)	1月当たり 8,500	—	

品目	限度額	耐用年数	対象要件
居宅生活動作補助用具 (小規模な住宅改修を伴うもの)	200,000	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害3級以上の障がい者又は障がい児 2. 乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害の障がい者。ただし、移動機能障害の者に限る 3. 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者
幼児用補聴器 (両耳装用)	補装具に準ずる		<ol style="list-style-type: none"> 1. 3歳未満の難聴の障がい児
人工内耳音声信号処理装置	200,000	5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人工内耳埋め込み術を受けている聴覚障害のある障がい者又は障がい児であって、医療保険等の対象とならないもの。ただし、本人の故意による破損を理由とする場合を除く。
人工内耳用イヤモールド	10,000	1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人工内耳埋め込み術を受けている聴覚障害のある障がい者又は障がい児であって、イヤモールドを必要とするもの。(両耳装用の場合は2個まで支給できるものとする。)
人工鼻	1月当たり 23,760	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常時、埋込型の人工喉頭を使用する音声機能障害のある障がい者又は障がい児